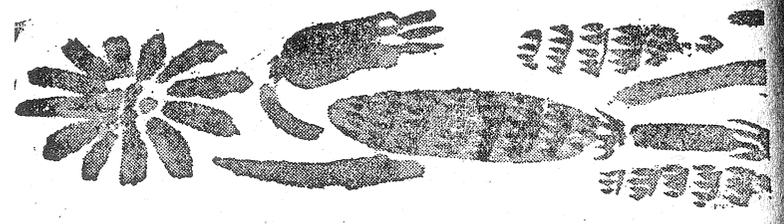


文部時報

第七百八十五號

目次

卷頭 (明治天皇御製二首 昭憲皇太后御歌一首)	二
家に關する二つの問題	東京帝國大學教授 戶田貞三
年中行事に見えた古代生活	折口信夫
—— 雛祭りを中心にして ——	
教育の根本義と家庭教育	文部省圖書監修官 宮瀨睦夫
雛祭りの	山田德兵衛
中等學校教科書の指導書に就て	文部書記官 高瀨五郎
勅令	勅令第五十三號(東京帝國大學官制外十八勅令中改正)——同第五十四號(科學計測研究所官制)——同第五十五號(彈性工學研究所官制)——同第五十六號(超短波研究所官制)——同第五十七號(觸媒研究所官制)——同第五十八號(航空醫學研究所官制)——同八十二號(出版事業令)
閣令	閣令內務省令文部省令第一號(出版事業令施行規則)
告示	文部省告示第十八號(高鍋中學校設立者變更改稱)——同第十九號(國民學校教科用圖書中定價)——同第二十號(專修商業學校學科設置改稱)——同第二十一號(昭和十四年文部省告示第四百三十八號中改正)——同第二十二號(中央氣象臺泊觀測所並同津山觀測所事務開始)——同第二十三號(中津農林學校設立者變更)——同第二十四號(大宮實科工業學校名稱變更)——同第二十五號(長崎女子商業學校學科設置改稱)——同第二十六號(東京商業學校學科設置他)——同第二十七號(國實所有者變更)——同第二十八號(鹿角工業學校設置)——同第二十九號(昭和十四年文部省告示第二十一號中改正)——同第三十號(昭和十八年第一回專門學校入學者試驗檢定施行)——同第三十一號(津田英學塾名稱變更)——同第三十二號(岐阜市工業學校設置)——同第三十三號(國民學校及青年學校教科用圖書中定價)——同第三十四號(大正八年文部省告示第二百七十四號高等學校高等科教員無試驗檢定指定中改正)——同第三十五號(昭和十八年各官立高等學校高等科入學者選拔試驗期日)——同第三十六號(半田市立高等家政女學校修業年限變更)——同第三十七號(都文館中學校並同商業學校設立者變更)——同第三十八號(豐岡農業學校修業年限及入學資格變更)——同第三十九號(今治工業學校設立者並名稱變更)——同第四十號(田村農蠶學校女子部設置改稱)——同第四十一號(多治見中學校費用負擔者變更)——同第四十二號(飯塚商業學校第二種廢止)——同第四十三號(菊池西部實業學校修業年限變更男子部改稱)——同第四十四號(村田女子商業學校設置)——同第四十五號(釜石高等女學校設立者變更)——同第四十六號(足利高等家政女學校第三本科廢止)——同第四十七號(日毛岐阜女學校設立者變更)——同第四十八號(上浮穴農林學校女子部設置改稱)——同第四十九號(愛知縣立高等工業學校設置)——同第五十號(龍野商業學校名稱及設立者變更)——同第五十一號(德島市立工業學校學科設置廢止)——以下同第五十二號ヨリ同第七十二號迄二十一件——陸軍省文部省告示第二號(長崎地方航空機乘員養成所青年訓練所他二所指定)



通牒

國民學校職業指導教科書ニ關スル件

六八

彙報

譚師囑託並解囑——全國國民學校職業指導協議會開催——東京科學博物館開館日數等——帝國圖書館月報——大學院入學——實業學校長認可——官吏改姓——官吏族籍變更——轉任——休職滿期——教員免許狀褫奪——檢定教科用圖書——官吏薨去、卒去及死去——教職卒去及死去

六八

年中行事に見えた古代生活

— 雑祭りを中心に —

折 口 信 夫

われ／＼は、今にして靜かに、古來の習俗の起りと、傳承の次第について、考へて見ねばならぬと思ふ。正月門松を立て、歳神を祀り、雑煮をいはいふ。かう言ふ生活が、どれだけ日本らしい優雅な、民族感情を、われ／＼に與へてゐるだらう。而も、さう言ふ生活に、われ／＼自身遣入つて、われ／＼自身實行する訣なのである。茶の湯を催したりするよりも、もつとほのかな味ひで、さうして、現實味は、其よりも深く胸に沁むのである。七草・節分・小正月・二十日正月などは、もうせぬ處は多くても、年輩の人々には、まだ印象だけは残つて居て、思ふだけでも懐しい昔の生活の、心の上にたなびくものを覺えるであらう。さう言ふ類の中でも、神山入りだの、春田打ちなど言ふ行事になると、相應な年輩でも、經驗のない人が多からう。此は、年代にはよらぬので、地方によつて早くせぬやうになつた處と、未に向行つてゐる村々があるからである。

三月の雛祭りは、そんな年中行事の中で、最も普遍してゐる習俗で、今もまだ／＼盛んに行つてゐるし、明治中期の舊俗變改時代にも、あまり中だるみなく續いて來たのであつた。其と言ふのが、隣同士の申し合ひがなくとも出來る事だし、表師

りなどの様に、目立つこともない、家の内だけの事ですむ謂はゞ、家庭の祭祀だったので、世の中の波に飄蕩せられることが少くて、すんだのである。

江戸時代以後の學者は、舊文化の大陸の先進國から搬びこまれたことを過大に考へ過ぎて居た。何でも彼でも、輸入と考へることが正しい、と思はれて居た。其風がまだ、學界には残つてゐぬでもない。やがては後世、近代の文化は皆泰西から將來したもの、と言ふやうな、今の世に考へられぬ考へが、力を持つて來るかも知れぬ。そんな事をなからしめる爲にも、少しづつ。學問上の事大主義は訂して置くべきだと思ふ。

二

春三月三日、水邊に行事のあつたこと、日本支那共に一つである。支那でも、古代から之を「上巳」と稱へて、祓除の行はれる日であつた。漢代までは、正しく月初めの巳の日の行事であつたが、魏の時代の文献から、名は元のまゝの上巳であり乍ら、十二支によらずに、日によつて定めて、三日と言ふことになつた、と思はれてゐるが、此にも、亦異論があつた。だがまづ、三月初旬、風暖かに河面を吹く頃に行つたものと見てよい。昔の學者は、之を直に、我が雛祭りの起原と見て、此風習以前には、わが國に所謂雛の節供の種子はなかつた、と考へてゐる様だ。だがかうした考へは、民俗の類性並發とも言ふべき暗合の、偶發事情を思はな過ぎる所から起る過ちである。

節供は勿論、節日の供御で、今では多く「お節」とだけ言ふ地方の多い、家庭の祭り日のお供へであり、又家の人々の相伴する食物である。かう言ふ改つた言ひ方をする日が五つあつて、五節供と言つてゐるが、其外にも、節供をする日があつて、元日・上巳・端午・七夕・重陽の上に、色々な日を節供と言つた例もある。

わが國では、古く晩夏・終冬の盡日——晦日の大祓以外にも、禊ぎする日は多かつた。臨時の祓禊でなく、定期にも、春や秋に行はれることは、屢々あつたのである。近代に謂ふ、春の「大汐」、秋の「八月潮」、此らは元、それ／＼の禊ぎ日であつた。海の彼方にあると想像した樂土、「常世の國」からうち寄せる常世波の來寄る日、として居たのである。常世の國の潮を浴びると、健康にして壽久しくなるもの、と信じてゐたのであつた。常世の國の春波の寄り來る日を、琉球諸島では、季春の月、清明の節のことと考へてゐた。此日の水は、海の汐と言はず、川水・泉・井戸の類まで、皆地下から水脈を通じて、饑來河内——他府縣の昔の常世から水の通じるものと思つたのである。さうして、此日の水に浴したものは、老いたるは若やぎ、死に骸も蘇ると信じた。此「若やぎの泉」の信仰は、わが國古代には、支那の不老不死泉の知識などとは關係なく、廣く行き涉つて居た。即、萬葉集に見える「變若水」の存在を信じたことが、其である。

禊ぎと祓への違ふ點は、いろ／＼數へられてゐるが、要するに後世には、事實においては區別のないことになつて居た。だが一番肝腎の點は、水を必須條件とするのと、必しもさうでないのと、今一つ根本に、生れ變つて新しい生命を持つことの出來るとするのと、唯の穢れ、罪を拂拭する考へのあるのととの相違である。

禊ぎを以て、穢れを滌ぎ流すものと見るのは、さう考へること自體、既に多く祓への方に傾いてゐるので、其と違ふ所は、禊ぎは吉事を待ち迎へる爲に、豫め身を滌いて置くと言ふ點である。而もさう考へることの元は、此生れ甦り、蘇りの信仰にあつたのである。生れ甦つた新しい肉身に、強い靈魂が來寓る。其爲の禊ぎが、直に俤れた神靈を迎へる準備行爲の様に見えるのである。

かう言ふ謂はゞ、積極的な意味を持つた春の盛り、花は盛りの、風温い濱の禊ぎであつたのを、何時か、其海川に、穢れをうつした形代を流す日を言ふことになつたものであらう。さうしてそこに、大陸傳來の上巳祓への習俗が結びついたのであら

うが、其も直ちに、三月三日の日の行事の「祓へ」めいた事が、其定つた日どりと共に、外來したと思ふのは、早計であらう。古來の禊ぎの風が、何時か祓への方へ傾いてゐた事實は、この季春の禊ぎにも早く這入つて居たのである。さうなればこそ、上巳祓への信仰様式をとり入れて、早く日本化したものなのである。

外來の習俗をとり込む場合は、必まづ固有風習に類似點を見つけて結合する。其上で必一度は、其外來の形に近く、大きく模倣した新風が起る。さうして時を経て、漸く元來の形に近づいて、融合とも、混和とも言ふべき姿になる。此が、外來文化のとり入れられる際の、謂はゞあり、うち姿なのである。上巳祓へなども、さう言ふ筋道を辿つて一般年中行事となつて來たものである。だから尙、地方々々の雛祭りの行事を細かに觀察して見る時、思ひがけなく古風で、普通の上巳の風と違ふものに、屢々行き逢ふ訣なのである。

上總君津郡の邊では、三月四日雛送りに川邊に出て、如何にもなごり惜しげに、「又來年もござれ」と唱へながら流したといふ。其三日の節供當日を「子供の花見」と、この地方では言つて、男女の子供だけが、畠の隅などに寄つて、餅などを喰べて遊んだといふ。此は、男の子が後に参加したので、元は女の子だけが集つて、まどごとをして、日を暮したものだと思はれる。此日、雛を祭る家に亂入して、供物の食物を取つて喰べる風が、あちこちにあつた。ちようど八月月見の夜に、團子や、芋の御供へを盗みに行つたのと同じに、大人たちから黙認せられてゐた子供の間の習俗であつた。

三月節供の亂入の事を、岐阜縣の東部では「がんどうつ」とも、がんどうちとも言つてゐる。強盗は、今の語感とは少々違つた亂入の群盜を意味するので、瀬戸内海を挟んで、四國中國の東寄りの兩岸で、雛荒しなど言ふのも、おなじ事である。女の子だけが集つて、精進日シヤウジシヒの行をしてゐる處へ、男の子が亂入するのは、あり勝ちの事でもあり、又さう言ふことが、童女の籠籠カゴカゴりの日の必須行事、となつてゐたのであらう。

子供の花見と言つたのは、童女に限る花見を意味してゐるのだが、一般に花見の意味は、元は、唯野山の花を鑑賞すると言ふだけではなかつた。農村の春の行事の一つとして、花見だの、春遊びといふ事があつたのだ。山行き・野遊びと言ふのも其だし、磯遊び・磯まつりといふのも、同じ意味から出てゐる。

一體に花見と言ふ語が、先にも言つた様に、單なる觀櫻の藝でないことは、地方によつて、げんげや、菜の花の咲く頃の野遊びを言つてゐるのでも知れる。多くは、野遊び・山ごもりと同じ程で、まう少し廣い位の意味である。花卜ハナウラと言つて、其年の春咲く花を見て、一年の豊凶を占ふ習俗を言つた語で、昔は一村出拂つて、春の一日、山の花・野の花を占ひに出たのである。さうして多くは、櫻の花の咲き方によつて、今年コトシの田タの實ミを占つた。此が、花見。其から、女の子或は稍長じて、いまだ夫を持たぬをとめたちのする事が、こどもの花見の様になつたので、此も處女ばかりでする事に、山ごもりがある。野遊びなども、土地によつては、女だけの終日外宴を行ふことを言ふやうになつてゐる。此らの行はれる日が、いづれも春深い三月のはじめ、多く、三日の日を中心として行はれてゐた。

此で見ても、三月の節供と女性との關係は、大體訣ると思ふ。家を離れて、山や野に、女ばかりが一日暮したのである。多くは、其で、その年の五月サツキの早處女サツメがきまつたのである。山ごもりは、だから處によつて、すつと、田植タウキに近よつてからすることもある。

この女の物忌みの、野外で行はれる日に、禊ぎが關聯してゐるのである。其へ持つて來て、外來の上巳の祓へが、結びついた訣になる。さすれば、日どりが三月上の巳の日なり、三日になつたりすることは、何でもない訣である。

この日の行事に添うて大切なのは、雛に供へる食物と、雛人形の事である。草の餅だの、白酒だの、供へられる理由にも、訣つた部分もあり、訣らぬこともあるが、今は控へて、専ら雛の説明だけをしよう。

「ひな」と言ふ語にも、いろいろな語源説はあつたが、凡ては謂はれのないことづけばかり多くて、わかり易い本たうの形を掩うてゐる。此は恐らく一番簡単な、「雛人形」とも言ふべき語の、簡約せられたものである。雛とは小形のものと言ふことで、其々の人の見本とも、代理とも言ふべき人形である。謂はゞ、身代りに立つべき形代なのである。之を其日か、前日に作つて、其々の人の身を撫で、身にある穢れや、身の奥にある心のしみを吸収させる。さうして其を、流れ川や、海に棄てる。かうした人形が、いろ／＼の形に變り、又使ふ場合も使ひ方も、其れの所置も、又其に對する一々の心持ちも、形が違ふほどに變つて來てゐる。紙で作つた簡単な紙人形の形代や、撫で物があり、縫ひぐるみの犬のやうな「天兒」があるかと思へば、張子の匍匐ひ姿のすひんくす風の「御伽婢子」があるといふ様に、種々雑多であるが、其中に雛だけは、段々人らしくなつて行つた。

其でも、直に棄てる物があるかと思へば、相當に古くから、稍長く身近く置いて飾るか、齋くかする様に見える雛がある。平安朝の物語類に見えた「ひな」は、「ひな殿」の中に据えてあつた。幼い若紫も、其男神——女雛ををみながみといふ——とも言ふべき方の雛を、源氏の君と見て仕へて居たのだから、後世の内裏雛とまでは行かずとも、相當な人形らしいものだつたのであらう。かうした雛の出來た理由は、日常坐臥、身のそばに置いて、大した意識もせず、犯す所の穢れや、尤を常に吸ひとらせて置くのである。御伽婢子などは、専ら其役をして居たのだが、其役をしながら、一方益人形らしく衣裳もつけ、姿も人に似て來た物に發達して行つた訣なのである。

さう言ふ用途と、形とを持つた物を特に、雛とは言つたのである。而も處によつては、身近く置くことの馴れの親しさから、

段々後世の人形としての、遊びの用途が開けて來た。其と別に、側近くにあるもの、罪・穢れをうつしたものとしての、特殊な恐怖心から、愈々之を畏れた地方もある。従つて、人形の發達せなかつた土地すらもある程である。

形代の人形を流すこと、固有の春の禊ぎにも、あつたのは前述の通りだが、外來の上巳の習俗の直譯式な模倣が、平安朝の陰陽師の手で行はれた。おなじ源氏の須磨の巻には、「三月の朔日に出で來たる巳の日」とあつて、『今日、源氏の君の様な思ひ事のある人は、禊ぎなさるがよろしからうと言ひ出す、でしやばり者の語について、海邊のけしきも見たさに、お出かけなされた。簡単に幕張りのやうな物を廻らして、都から此國(播州)へ出張することになつて居た陰陽師をよびよせて、祓への奉仕を命ぜられた。流し棄てる船の上に、こと／＼しき人形を乗せて放すのを御覧になつてゐるよしが書いてある。その「こと／＼しき」と言ふのは、ぎやう／＼しいといふ事だから、巨大な、目に立つ藺人(藺人形)の類だつた事が思はれる。

かうして流す人形にも、大きいはあらうが、いづれも臨時に作つて、流すものだつたに違ひない。さうして其外に、いづれは流したり棄てたりするのだが、常日頃、身近い處に置いた種類があつた。其類を限つて雛と言つたことだけは、言ひきつてよいのだらうと思ふ。

さうして、春の野遊びする風の行はれる地方でも、段々都風を移して、奥深い家庭が出來たり、又都の上臈の外出せぬ時代が來ると、山ごもりの行は變つて、上流の女部屋で行はれることになる。其爲に、春遊びも、家庭を出でぬ行事になつて行つた。さうすれば、一年なり半季なり、おなじ座敷に据えてあつた、雛とのわかれを中心とする行事のやうになつて行くのは、當然のことであらう。此が即、ひなのわかれなのであつて、其送りの宴が、ひなまつりと言つた形になつて行く訣である。此上流家庭の生活が、段々移されたのが、地方豪家の慣例となつたのである。

文部時報刊行計畫摘要

一 目的 本省行政ニ關スル法令並ニ諸般ノ施設事項ヲ周知セシムルト共ニ所管ノ行政及教育機關等ノ聯絡提携ニ便ナラシムルヲ以テ目的トス

二 内容 本時報登載事項ノ大要左ノ如シ
 詔書・勅語・法律・勅令・閣令・省令・訓令・告示・告諭・訓示・指令(例規トナルモノ)・通牒(例規トナリ又ハ一般ノ參考トナルモノ)・法令解説・質疑應答(本省ヨリ公文ニテ回答シタルモノ)・任免・陞叙・敘位・敘勳・表彰・復命書及報告書・講演・講話・談話・研究調査・統計・人事・公告・寫眞

三 編纂 文部時報編纂ノ爲編纂委員長、編纂副委員長並編纂委員若干名ヲ置ク
 編纂委員長ハ總務局長ヲ、編纂副委員長ハ總務局調査課長ヲ以テ之ニ充テ編纂委員ハ總務局員中ヨリ之ヲ命ズ。必要アルトキハ審查委員ノ意見ヲ求ムルコトアルベシ。資料蒐集ノ爲省内各局課ニ文部時報報告委員ヲ置ク。文部時報報告委員ハ各部局課ノ事務官、理事官、屬、囑託等ヲ以テ之ニ充ツ。必要ニ應ジ直轄各部、各府縣其ノ他ヨリ資料ヲ求ムルコトヲ得

四 發行 本時報ノ規格A列五番、每號約八十頁、定價金參拾錢ヲ標準トシ毎月二回十日、二十五日ヲ發行期日トス

文部時報第七百八十三號(昭和十八年三月十日) 目次概要

卷頭(明治天皇御製二首 昭憲皇太后御歌一首) 教學課長並に視學官事務打合會に於ける訓示 橋田 大臣

學制改革の精神…………… 菊池 次官
 神武天皇の御創業と神武の道…………… 佐藤 堅司
 神武創業と與亞教育…………… 伏見精研所員
 簡易な實驗器具の準備…………… 水野 教諭
 に就て(七六六號續き)
 私の學校の科學教育…………… 河合 教諭
 我が學に於ける理數…………… 中谷 訓導
 理科科教育の實際(-)

告示：文部省告示第五號(土佐高等女學校設立者變更)―同第十七號(神戸町立實科高等女學校名稱變更)―陸軍省文部省告示第一號(昭和十三年陸軍文部省令第一號第一條第九號規定ニ依ル指定)
 敘任及辭令：(自昭和十八年一月十一日至同二十五日公表ノ分)

囑託：教學課長並に視學官事務打合會―講師
 囑託―專門學校入學者試驗檢定合格者―第二十二回實業學校教員檢定試驗合格者―專任―研究員入所―帝國圖書館月報―檢定教科用圖書―國民學校教科用映畫

部	金參拾錢	送料共
一ヶ月	金六拾錢	送料共
六ヶ月	金參圓六拾錢	送料共
一ケ年	金七圓貳拾錢	送料共

●臨時増刊又は増大號發行の節は別に代金申受けます
 ●御註文は總て前金に願ひます前金切れの場合には送本いたしません
 ●廣告料は一頁七拾圓以下、二分ノ一頁四拾圓以下、四分ノ一頁貳拾五圓以下とす。掲載頁數は壹部毎に拾五頁を越ゆることを得ず
 右文部省の御指定に依つたものです

昭和十八年三月七日印刷納本(第七八五號)
 昭和十八年三月十日發行(第七八五號)
 發行所 東京市目黒區三田二百八番地 保
 印刷者 東京市東區四井 祐 吉
 印刷所 東京市牛込區西五軒町五十二番地 帝國出版株式會社印刷部
 電話牛込二九六番

發行所 東京市京橋區銀座西七丁目一番地 帝國地方行政學會
 配給元 東京市神田區淡路町二九番地 日本出版配給株式會社
 會員番號一一九五―四